○泉佐野市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月31日 泉佐野市条例第8号

改正 平成14年6月28日泉佐野市条例第28号 平成20年8月22日泉佐野市条例第23号 平成21年3月27日泉佐野市条例第10号 平成24年12月21日泉佐野市条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規 定に基づき、泉佐野市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部 として政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、泉佐野市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。

(交付額及び交付方法)

- 第3条 政務活動費は、各四半期の最初の月の10日(その日が休日(泉佐野市の休日を定める条例(平成2年泉佐野市条例第30号)に規定する休日をいう。)に当たる場合は、その翌日とする。)に支給するものとし、その交付額は、各四半期の最初の月の1日(以下「基準日」という。)における会派の所属議員数に1月当たり50,000円を乗じて得た額の当該四半期に属する月数分とする。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、一般選挙後の最初の交付については、任期の始まる日の 属する月の翌月分からとする。
- 3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった 場合は、当該議員は、第1項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散 があった場合は、当月分の政務活動費は、交付しない。
- 4 基準日以外の日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該四半期分の政務活動費の交付については、これらの異動がなかったものとみなす。ただし、同日において議会の解散があった場合は、解散があった日の属する月分の政務活動費を交付するものとし、既に交付された政務活動費については、解散があった日の属する月の翌月以降に係る月数分を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

- 第4条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。
- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。 (経理責任者)
- **第5条** 会派は、政務活動費の経理を明確にするため、所属議員のうちから経理責任者を定めなければならない。

(収支報告書の提出)

- 第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、毎年度終了後30日以内に、政務活動費に係る収支報告書を作成し、議長に提出しなければならない。
- 2 議員の任期が満了した場合又は議会が解散した場合若しくは会派が解散した場合は、会派の経理責任者であった者は、満了又は解散のあった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返環)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において第4条に定める経費の範囲に基づいて支出した金額の総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(透明性の確保)

第7条の2 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて 調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるも のとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年6月28日泉佐野市条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

- 附 則(平成20年8月22日泉佐野市条例第23号)
- この条例は、平成20年9月1日から施行する。
 - 附 則(平成21年3月27日泉佐野市条例第10号)
- この条例は、平成21年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成24年12月21日泉佐野市条例第44号)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし 書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の泉佐野市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の泉佐野市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関す
	る経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費又は団体等が開催する研修会
	の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動又は市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、市
	民相談等の活動に要する経費
要請·陳情活動費	会派が要請又は陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議又は団体等が開催する意見交換会等の各種会議への
	会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費